

基本事項

安全確実な救助活動を実施するため、基本事項及び安全運航に必要なルールについて示す。

1 ボートの表記について

- 動力付きゴムボート（IRB）と表記する。

2 任務分担

- 隊長が救助方法の選定・判断、隊員の安全管理等、活動全般の責任を負うが、ボート運航に関しては、ボート操縦士の判断を尊重することが重要。
- ボート運航に関する任務分担（①操縦士、②救助員、③乗組員）を明確に示すことで、操縦士を中心とした安全かつ効果的な運航につなげることを目的とする。
- 操縦士は、ボート運航に関する判断、指示、法的責任は、操縦士。

(1) 操縦士（ドライバー）

- ・ ボートの操船
- ・ 落水時の対処方法考案
- ・ 全乗組員の安全確保
- ・ ボート運航に関する法的責任

※ 船上における指示や責任はドライバーが担う。

(2) 救助員（レスキュー-）

- ・ 要救助者の救出
- ・ 船首操作、体重移動によるボート操船補助
- ・ ボート航行可能範囲への指差し確認
- ・ 目視による艇の方向指示
- ・ 目視による障害物の確認

(3) 乗組員（クルー）

- ・ 必要資機材等の確認
- ・ 動水圧特性を考慮したバランス維持
- ・ 救出時のレスキュー-の補助

※ ボートの型式や船外機出力によって人数の変更が必要。少人数編成の場合はクルーとレスキューを兼務する。

※ ドライバーは前方視界が狭いため、ボート周辺の危険物（岩、漂流物、堰堤、倒木、テトラポット等）に対しては、乗組員全員が同一認識を持つように心掛ける。

3 ボート乗船位置について



4 2艇運用におけるバックアップ体制の確保

トラブル発生時のバックアップ体制を確保するため、2艇による運航を原則とする。

